

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社B支店（以下「会社」という。）に入社し、建築工事現場における施工管理の業務に従事していた。

請求人によると、「C作業所」へ勤務していた平成〇年〇月前後から身体がだるい、疲れるなどの症状が現れるようになり、その後、平成〇年〇月、〇月に早期退職を迫られ、平成〇年〇月〇日に退職に至ったと述べている。請求人は、平成〇年〇月、車でスポーツジムに向かっている時、面識のない者を殴打するという事件を起こしたことから、警察に逮捕され、10日間の拘留となったことを契機として、異変に気付いた家族が同月〇日、D病院に受診させたところ、「統合失調症」と診断された。

請求人は、入社してから長時間にわたる慢性的な脳神経に対するストレスが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害発病の有無及び発病の時期について

請求人は、最初に心身的な変調があった時期について、申立書において、「平成〇年頃から、興奮状態（幻聴、幻覚、妄想）の時と陰性のうつ状態の時がある。この頃から太り始め、翌〇年頃から、寝付きが悪く疲れやすくなった。何かにつけて腹が立つことが多く、他人が自分に対して何か言っているような思いにとらわれた。集中ができなく、気力がわからない。」などと述べている。

その後、請求人及び請求代理人は監督署の聴取において、「平成〇年〇月にC作業所へ勤務した頃から体がだるい、疲れる感じがある、寝付きが悪い、考えがまとまりにくく感じるようになった。」旨述べており、さらに請求代理人は、「何かそわそわ感があったように感じたのは、請求人がC作業所にいた時で、それ以外は特に変わったことは気付かなかった。」旨述べている。

また、請求人の上司であるE所長は、監督署の聴取において、「平成〇年〇月のC作業所における工事は病院附属施設の福祉ホームで、補助金が出るため請求人に工程写真を撮るよう指示したところ撮っていなかった。再度請求人に指示し翌週チェックすると、まだ撮っていなかったため自分で工程写真を撮ったが、請求人は、次の工程についても写真を撮っていなかったので応援を要請した。」旨述べている。その後、平成〇年〇月から応援に来ていたFが請求人に、「なぜ、写真を撮らなかったのかと尋ねたところ、請求人は、なぜ撮らな

ければならないのか、どうして必要なのか、と常識では考えられない答えが返ってきた。」旨述べている。

請求人が平成〇年〇月〇日に受診したD病院のG医師は、意見書において、病名は「統合失調症」、発病時期は、妄想、幻覚、陰性症状（感情平板化、思考貧困、意欲欠如）が始まり、職業、対人関係、自己管理における機能がこれまで獲得していた水準より低下し始めた、平成〇年〇月と診断している。

また、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は意見書において、「請求人は、平成〇年〇月前後くらいから体がだるい、疲れる感じがある、寝付きが悪い、考えがまとまらにくく感じるようになったとする一方で、平成〇年頃から症状自体は次第に強くなっていったと申述している。主治医は、請求人の妄想、幻覚、陰性症状（感情平板化、思考貧困、意欲欠如）が始まり、職業、対人関係、自己管理における機能がこれまで獲得していた水準より低下し始めたとの請求人の主訴を基に、請求人の発病時期を平成〇年〇月と所見している。」とし、請求人に発病した精神障害は、ICD-10診断ガイドラインに照らし「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）であり、その発病時期は平成〇年〇月頃と判断している。

請求代理人は、請求人が同年〇月〇日に会社を退職後、数か月して発病した旨主張しているが、当審査会としては、請求人の症状経過等を踏まえると、専門部会の医学的見解は妥当であると判断する。

（2）精神障害の業務起因性の判断について

精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しているが、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

（3）請求人の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について

請求代理人は、請求人が平成〇年〇月から〇月頃、H次長から退職を迫られ、この時の上司の言動に強いショックを受け発病した旨主張しているが、H次長は、「平成〇年頃だと思うが、早期退職者を募集することとなり、当時30歳から35歳を対象に20名から30名ほど個人面談をしている。請求人とも面談し、30分以上話した。」旨申述している。

また、会社から提出された「事業場報告書」によると、平成○年度及び○年度当時、請求人は業務に対し、前向きな態度が見られず、自分勝手な業務に没頭し、他の職員の業務に大きな支障を来していたことから、早期退職者優遇制度に関し、問いかけたところすんなりと退職に合意したとされている。

請求代理人が主張する当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「上司とのトラブルがあった」に該当するが、本件疾病発病後の出来事であり、また、請求代理人の主張する「職場にいる必要がない。会社はもうお前を必要としない。給料泥棒だ。」などの上司の言動も客観的に確認されないことから、心理的負荷の評価の対象となる出来事として認められない。

なお、監督署長は、請求人が現場が変わることが精神的ストレスとなったと主張する点について、具体的出来事の「配置転換があった」に該当するとした上で、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「弱」と判断しているところであり、したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。